

第72号議案

春日市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例の制定について

上記の条例案を別紙のとおり提出する。

令和6年12月2日

春日市長 井 上 澄 和

提案理由

退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算に関し所要の規定の整備を図るとともに、国家公務員退職手当法(昭和28年法律第182号)等の一部改正に伴い、これに準じて所要の規定の整備を図るものである。これが、この条例案を提出する理由である。

春日市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例

春日市職員退職手当支給条例(昭和36年条例第5号)の一部を次のように改正する。

第7条第5項中「その者の職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間」の次に「(地方公共団体等で、職員としての勤続期間を当該地方公共団体等の公務員としての勤続期間に通算しないこととしているものに在職した期間を除く。以下同じ。)」を加える。

第10条第11項第4号中「職業」を「安定した職業」に改め、同条第14項中「次の各号に掲げる退職手当ごとに、当該各号に定める」を「雇用保険法第56条の3第1項第1号に該当する者に係る就業促進手当について同条第4項の規定により基本手当を支給したものとみなされる日数に相当する」に改め、同項各号を削る。

附則第6項中「令和7年3月31日」を「令和9年3月31日」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、第7条第5項の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の春日市職員退職手当支給条例第10条第11項(第4号に係る部分に限り、同条第15項において準用する場合を含む。)の規定は、退職職員(春日市職員退職手当支給条例第2条第1項に規定する職員(同条第2項の規定により職員とみなされる者を含む。))をいう。以下この項において同じ。)であって施行日以後に安定した職業に就いたものについて適用し、退職職員であって施行日前に職業に就いたものに対する就業促進手当に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。